

平成 30 年度回復期病床整備費補助金について

見直しの概要

- 1 回復期病床整備費補助金を申請する場合は、地域医療構想推進委員会へ意見聴取することとする。
- 2 地域医療構想推進委員会で適当である旨の意見が付されることを本補助金交付の要件とする。

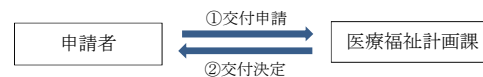
1 見直し内容について

現 行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本補助金の手続きは申請者と医療福祉計画課で完結 〔ただし、増床を伴う回復期病床への転換・新設の場合は、交付申請に先立って病床整備計画により地域医療構想推進委員会へ意見聴取〕
見直し後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本補助金を申請する場合は、予めその計画内容について地域医療構想推進委員会へ意見聴取する。 ・ 地域医療構想推進委員会で適当である旨の意見が付された場合、交付申請を受け付け、交付決定、交付を行う。

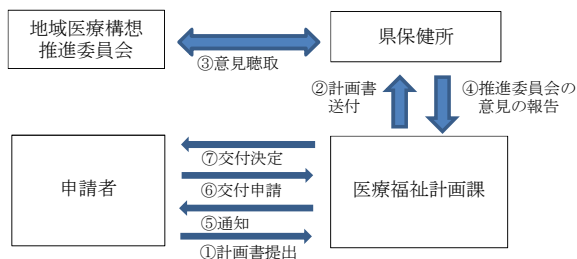
2 見直しの理由

- 本補助金の財源である地域医療介護総合確保基金の事業区分Ⅰ（地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業）の配分にあたって、国が地域医療構想調整会議における調整状況等を踏まえることとしたため。
- 地域医療構想推進委員会で回復期病床への転換状況を把握するため。

【現行の手続き】

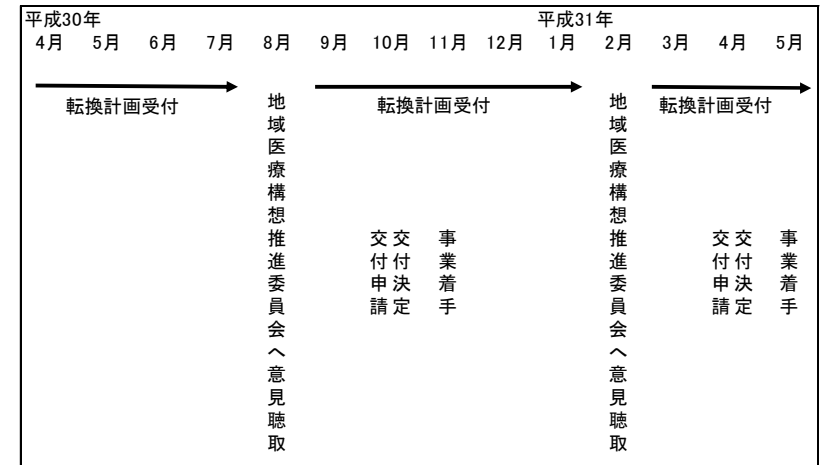


【平成 30 年度以降の当面の手続き】



3 今後の予定について

- 原則として、年 2 回（8 月及び 2 月頃）開催予定の地域医療構想推進委員会において、回復期病床への転換に係る計画について意見聴取
- 同委員会で適当である旨の意見が付された案件について、交付申請・交付決定



【参考】現行制度の概要について

回復期病床（回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟等）への転換・新設に必要な経費（施設・設備整備費用）の一部を助成

[補助対象者] 県内医療機関

[補助率] 1 / 2

[補助基準額] 施設整備 500 千円 / 1 床
設備整備 500 千円 / 1 床

[対象経費]

既存の病床を回復期病床（回復期リハビリテーション病棟及び地域包括ケア病棟等）へ転換するため、又は、回復期病床を新たに設置するために必要となる以下の経費
施設整備…施設の新築、改築、改修に要する工事費等
設備整備…医療機器等（備品）の購入に要する費用